

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	健康増進課	整理番号	1-4
許認可等の種類	栄養士免許の抹消				
根拠法令条例等・条項	栄養士法施行令第4条第1項、同第3項、第8条第1項				
許認可等の概要	栄養士免許の抹消				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・栄養士法施行令</p> <p>第四条 栄養士名簿の登録の抹消を申請するには、申請書を免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2(略)</p> <p>3 栄養士又は管理栄養士が死亡し、又は失踪そのの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失踪そのの届出義務者は、三十日以内に、栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録の抹消を申請しなければならない</p> <p>第八条 栄養士は、栄養士名簿の登録の抹消を申請するときは、栄養士免許証を免許を与えた都道府県知事に返納しなければならない。第四条第三項の規定により栄養士名簿の登録の抹消を申請する者についても、同様とする。</p> <p>2～4(略)</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日				
期間の制定根拠	—				